

学校法人大淀学園ハラスメントの防止等に関する規程

制 定 平成28年12月26日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大淀学園（以下「学園」という。）において、ハラスメント防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に迅速かつ適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、学園全ての生徒及び学生並びに教育職員、事務職員及び現業職員（非常勤も含む。以下「生徒等」という）に、公正かつ安全で快適な環境の下での学習、教育、研究及び就業の機会と権利を保障することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるハラスメントの総称をいい、その用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) セクシャル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動等により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育・研究又は就業環境を悪化させることをいう。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場における地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の学習・研究意欲を低下させ、又は学習・研究環境を悪化させることをいう。

(3) パワー・ハラスメント

職場における地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の就労意欲を低下させ、又は労働環境を悪化させることをいう。

(4) ジェンダー・ハラスメント

性別による差別意識に基づく言動等により、相手方に不快感その他の不利益を与え、学習、教育、研究及び労働環境を悪化させることをいう。

(5) マタニティ・ハラスメント

職場における妊娠、出産等に伴う労働制限・就業制限によって業務上支障をきたすという理由で不適切な言動、指導又は待遇により、相手方の就労意欲を低下させ、又は労働環境を悪化させることをいう。

(6) その他のハラスメント

前各項目以外の不適切な言動等であって、相手方に不快感その他の不利益を与えるものをいう。

(理事長等の責務)

第3条 理事長は、学園のハラスメントの防止及び対応に関する事務を総括する。

2 事務局長は、理事長を補佐し、学園のハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合に迅速、適切に対応するものとする。

3 学園の設置する各学校の長は、生徒等に対し、この規程の周知徹底を図り、ハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合に迅速、適切に対応しなければならない。

4 職員を管理・監督する地位にある者並びに生徒及び学生を指導する立場にある教員は、次の事項に注意してハラスメントの防止に努めるとともに、これに関連する問題が生じた場合に迅速、適切に対応するものとする。

(1) 日常の執務又は教育・研究を通じた指導等により、ハラスメントに関し、生徒等の注意を喚起し、その認識を深めさせること。

(2) 生徒等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントが生じることがないように配慮すること。

(生徒等の責務)

第4条 生徒等は、ハラスメントに該当する行為をしてはならない。

(対策委員会)

第5条 学園に、ハラスメントの防止及び問題解決に関する具体的な施策を推進するために、ハラスメント防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、第7条第1項の規定により選出された対策委員をもって組織する。

3 対策委員会に対策委員の互選によって選任した委員長及び副委員長各1名を置く。

4 委員長は、対策委員会を招集し、その議長となる。

5 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

6 対策委員会は、必要に応じて対策委員以外の者を会議に出席させ、報告又は意見を聴くことができる。

(対策委員会の任務)

第6条 対策委員会の任務は、次の事項とする。

(1) ハラスメントの防止に係る実態調査及び情報収集に関すること。

(2) ハラスメントの防止に係る啓発及び研修の推進に関すること。

(3) 前2号についての学園の設置する各学校間の調整に関すること。

(4) 相談員（第10条に定める相談員をいう。この条において同じ。）の職務に係る具体的事項の検討に関すること。

(5) 相談員の行った対応についての確認及び検討に関すること。

(6) ハラスメントの再発防止に係る改善策の検討及び実施に関すること。

(7) その他、ハラスメントに係る重要な事項に関すること。

2 対策委員会は、前項の任務について、必要に応じて理事長に報告及び進言するものとする。

(対策委員の選任)

第7条 対策委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 大学の各学部長の推薦により、学長の指名した教育職員 各1名

(2) 中学・高校において校長の指名した教育職員 2名

(3) 事務局長の指名する事務職員 2名

(4) 大学の学生部長 1名

(5) 高校の生徒指導部主任 1名

(6) 法人事務局長 1名

(7) 理事長の指名する者 若干名

2 前項の委員は、それぞれの選出の用件である職を退いたときは、対策委員の職を失うものとする。

(対策委員の任期)

第8条 対策委員の任期は2年とする。ただし、次条に定める補充の対策委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 対策委員は、再任することができる。

3 対策委員は、任期満了の後でも、後任の対策委員が選任されるまで引き続きその職務を行う。

(対策委員の補充)

第9条 対策委員に欠員が生じた場合は、速やかにこれを補充しなければならない。

(相談窓口及び相談員)

第10条 学園に相談窓口を設け、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は8名とし、互選により主任相談員1名を選出する。

3 相談員の半数以上は女性でなければならない。

4 相談員の氏名及び連絡先は、毎年度はじめに文書等で公開する。

5 この規程に定める他、相談員に必要と認められる事項については、対策委員会において別に定める。

(相談員の任務)

第11条 相談員の任務は、次の事項とする。

- (1) ハラスメントに関する相談に応じ、相談者に事後の対応についての助言及び支援を行うこと。
- (2) 相談者の了承を得た上、行為者に面談して事実確認を行い、必要に応じて両者の調停を図ること。
- (3) 前2号の相談、事前確認等について、対策委員会に報告すること。
- (4) 問題の解決が困難な事案については、理事長に報告し、その指示を受けること。

2 相談員は、相談及び面談に当たって、相談、事実確認及び対応の内容について記録を残しておかなければならない。

(相談員の選任)

第12条 相談員は、理事長が指名し委嘱する。

(相談員の任期)

第13条 相談員の任期は、2年とする。ただし、次条に定める補充の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 相談員は、再任することができる。

3 相談員は、任期満了の後でも、後任の相談員が選任されるまで引き続きその職務を行う。

(相談員の補充)

第14条 相談員に欠員が生じた場合は、速やかにこれを補充するものとする。

(連絡会議)

第15条 相談員が相談に対応するに当たり、公正で統一的な手続を行うため、必要がある場合は、対策委員長が招集して連絡会議を開くものとする。

(調査委員会)

第16条 理事長は、相談員及び対策委員会の対応によって解決できないハラスメントに関する問題について、当該事案の事実関係を調査するため、ハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。

2 調査委員会は、5名の調査委員をもって組織する。

(調査委員会の任務)

第17条 調査委員会がハラスメントに関する調査を行うに当たっては、当事者、相談員及び関係者から公正な立場で事情聴取を行うものとし、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。

2 調査委員会は、調査開始後2ヶ月以内に調査を終了させなければならない。ただし、調査に時間を要する等、特段の事情ある場合は、この限りではない。

3 調査委員会は、その調査結果、当事者に対する措置等について、書面をもって理事長に報告しなければならない。

(調査委員の選任)

第18条 調査委員は、理事長が指名する。

2 前項の指名に当たっては、当該相談を受けた相談員及び当事者に関係ある者を除外し、男女構成比等委員の構成に十分配慮しなければならない。

3 理事長は、必要と認めた場合、学園外の専門家に調査委員を委嘱することができる。

(調査終了後の対応)

第19条 理事長は、調査委員会からの報告を対策委員会に伝達し、再発防止に係る改善策を検討させるものとする。

(遵守事項)

第20条 当事者及び関係者は、相談、事情徴取等に際しては真実を述べ、偽りの申出をしてはならない。

2 行為者又はその関係者は、いかなる場合においても相談及び苦情を申し出た者並びにその関係者に対して、報復的行為その他不利益な取扱いをしてはならない。また、対策委員会は、そのような行為又は取扱いの行われぬよう配慮するものとする。

3 この規程にかかわる委員、相談員及びその他手続において関係する者は、次の事項を

遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た情報を他に漏らさないこと。
- (2) 職務の遂行に当たって、当事者及び関係者の名誉、プライバシー等の人権を不当に侵害しないこと。
- (3) 当事者及び関係者がハラスメントに関し相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行わないこと。

(規程の変更)

第21条 この規程を変更しようとするときは、対策委員会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。